総合特別区域評価・調査検討会における評価結果［観光立国・地域活性化（観光等）］

平成27年度

正

準

和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区［指定：平成23年12月、認定：平成24年3月］

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ｉ）＋ⅱ）の平均値　（4.3＋4.0）／2＝4.2　**4.2**

ｉ）取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

番号	評価指標	進捗度	評点
1	世界遺産関連地域における観光客総数（延べ人数）	110%	5
2	世界遺産関連地域における外国人宿泊客総数（延べ人数）	148%	5
3	世界遺産を管理する市町や所有者が実施する維持管理事業及び保存修理事業に対する年間補助事業数	53%	2
4	世界遺産に関する講義と現地ウォークなどを組み合わせた次世代育成事業の受講者数	126%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値　（5×3＋4×0＋3×0＋2×1＋1×0）／4＝4.3　**4.3**

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa：5・20%、b：4・10%、c：3・70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

ⅱ）取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　**4.0**

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ｉ）、ⅱ）、ⅲ）の平均値　（4.3＋3.0＋3.3）／3＝3.5　**3.5**

ｉ）規制の特例措置を活用した事業等の評価

■規制の特例措置を活用した事業
（事項）
・地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業
（概要）
・平成24年度から特区内限定通訳案内士育成研修を実施。平成25年3月の口述試験では60名が合格し、59名が登録済み。また平成26年3月の口述試験では23名が合格し、22名が新たに登録済み。平成27年3月の口述試験では22名が合格し、22名が新たに登録済み。平成28年3月の口述試験では23名が合格し、現在登録手続き中。登録者のうち希望者を対象にスキルアップを図るべく現地研修を5回、座学研修を2回実施するとともに、県ホームページにおいて、特区内限定通訳案内士及び県内在住の通訳案内士の情報を紹介した。
（規制所管府省（国土交通省）の評価）
・特例措置の効果が認められる

正：平成27年3月末までに計画が認定された地区／準：平成27年3月末時点では計画が認定されていない地区

■国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置による事業
（事項）
・貸切バス事業における営業区域の弾力的運用
（概要）
・和歌山県内に営業所を有し、安全性評価認定を受けた貸切バス事業者に限り、特例措置として関西国際空港の区域を営業区域とし、運行が可能となった。（H26.4.1から2年間の措置）
・県内に営業所を有する貸切バス事業者で安全性評価認定を受けた7事業者が営業区域の申請を行い認可を受けた。また、特例措置の認可に向けて、新たに5事業者が安全性評価認定の申請を行っている。

専門家による評価の平均値 4.3

ⅱ）財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値 3.0

ⅲ）地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値 3.3

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

（専門家所見（主なもの））　4.0

・相次ぐ観光関係イベントや高速交通体系の整備の進展、世界遺産保全活動や学術調査研究、人材育成について、行政と住民によるこれまでの持続的な取組が功を奏して、全体としては順調に進展していると評価できる。

・「通訳案内士」の質的向上と活躍の場づくり、これらとも関わる「貸切バス事業者による関空発着ツアーバス」の更なる設定・利用促進へ向けた取組・効果が期待される。

・評価指標については、まだ課題が残っており、「外国人宿泊者数」は、進捗度148%で目標を超過達成しているように見えるが、この間の訪日外国人の伸び率よりも低いのは問題である、ということになる。

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値 4.0

総合評価

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを1：1：2の比率で計算 (4.2＋3.5＋4.0×2)／4＝3.9

3.9

（注）評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。